

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		令和 6 年度 川西市社会福祉審議会 (第 2 回)		
事 務 局 (担 当 課)		福祉部 地域福祉課		
開催日時		令和 7 年 3 月 25 日 (火) 10 : 00～12 : 00		
開催場所		川西市役所 4 階 庁議室		
出席者	委 員	明石委員 平尾委員 小田委員 平井委員 武田委員 赤井委員 岡崎委員 藤田委員 松浦委員 篠木委員 前田委員		
	事務局	福祉部 副部長 福丸 地域福祉課 課長 曾我 地域福祉課 主査 三浦 " 主査 坂本 " 主任 木村		
	その他	社会福祉法人川西市社会福祉協議会 事務局長 高田 NP0 法人百生一輝 理事兼事務局長 大西		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0 人
傍聴の不可・一部不可の場合は、その理由				
会 議 次 第		1. 開会 2. 委嘱状の交付 3. 委員及び事務局職員の紹介 4. 会長及び副会長の選任 5. 協議事項 (1) 川西市における重層的支援体制整備事業について (2) 川西市地域共生型居場所事業について 6. その他 7. 閉会		
会 議 結 果		別紙のとおり		

審 議 経 過

事務局	<u>1. 開会</u> 福祉部副部長よりあいさつ <欠席されている委員> 織田委員、藤本委員、河野委員、山元委員、酒井委員 <会議の成立> 当審議会は委員16名で構成、本日11名の出席。半数を超えているため、川西市社会福祉審議会規則第6条第2項に基づき本会は成立。 <会議の公開> 川西市参画と協働のまちづくり推進条例第10条に基づき、会議を公開。本日傍聴人なし。また、会議録を迅速かつ正確に行うため、審議会の様子について録音。 <資料確認> 事前送付資料は以下5点。 ・令和6年度 川西市社会福祉審議会（第2回）次第 ・（資料1）川西市における重層的支援体制整備事業について ・（資料2）川西市地域共生型居場所事業について ・第6期川西市地域福祉計画 ・第6期川西市地域福祉計画（概要版） 机上配布資料は以下9点。 ・委員名簿 ・座席表 ・川西市社会福祉審議会規則、 ・【資料1-1】川西市における重層的支援体制整備事業について ・【資料1-2】重層的支援体制整備事業による支援の流れ ・【資料1-3】地域づくり事業について ・「半期報告書ー2024年度地域共生型居場所事業についてー」 ・「あいまる川西のチラシ」 ・「メタバースツアーのチラシ」 ※【資料1-1】川西市における重層的支援体制整備事業については、事前送付資料の（資料1）の差し替え <u>2. 委嘱状の交付</u> <時間の都合上、委嘱状を机上配布> <u>3. 委員及び事務局職員の紹介</u>
-----	--

事務局	委員改選後初めての審議会のため、明石委員より、座席順に一言ずつ自己紹介。続いて、事務局職員を紹介。また、本日の議題にある「重層的支援体制整備事業」の受託事業者である川西市社会福祉協議会の高田事務局長を紹介。同じく、議題にある「川西市地域共生型居場所事業」の受託事業者であるNPO法人百生一輝の大西理事兼事務局長を紹介。
	<u>4. 会長及び副会長の選任</u> 社会福祉審議会規則第5条第1項および同条第2項の規定により、会長及び副会長の選任を実施。「事務局一任」の声があったため、事務局より会長に「明石隆行委員」、副会長に「平尾昌也委員」の案を提示。異議なしと認められたため、本審議会の会長に「明石隆行委員」を、副会長に「平尾昌也委員」をそれぞれ選任することを決定。 会長、副会長就任にあたり、明石会長、平尾副会長より、それぞれごあいさつをいただく。 <u>5. 協議事項</u> ※議事進行を明石会長にお願い
会 長	今回から半数以上が、新たにご就任いただいた委員となります。 第6期川西市地域福祉計画の巻末のほうに用語解説について簡単に説明がございますので、それをご参照いただきたいと思います。また、事務局にはできるだけわかりやすくご説明をいただきたいと思いますというふうに思います。 また新たに就任いただきました委員の皆様方には、ご遠慮なく、ざっくばらんにご質問をいただければと思います。 一方では、限られた時間でございますので、議事の進行にもご配慮いただきますよう、よろしく願いしたいと思います。 それでは次第に基づきまして、議事を進めて参りたいというふうに思います。 5番の協議事項ということで1（1）の「川西市における重層的支援体制整備事業について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局	（事務局より説明） <u>資料1－1にて説明</u> ・重層的支援体制整備事業は、「断らない包括的相談支援」、「参加への支援」、「地域づくりに向けた支援」等を一体的に実施し、アウトリーチを含めた伴走型の継続的な支援、更には支援に関わる全ての機関が協働して支援を行う「多機関協働事業」を実施していくものとしている。 ・第6期川西市地域福祉計画では、この重層的支援体制整備事業を重点施策

	に位置づけている。(計画本編 P.58、60、概要版 P.6 に記載) ・川西市では、「参加支援事業」、「地域づくり事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を、社会福祉協議会へ委託により実施している。また、資料 P.1 には、本市の重層的支援体制整備事業の実施体制のイメージ図を掲載している。 ・資料 P.2～3 は各事業の詳しい説明である。「包括的相談支援事業」は、介護、障がい、子ども、生活困窮において実施されている既存の相談支援において、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、幅広く受け止め、相談者本人に寄り添い、抱える問題の解きほぐしや整理をおこなうものである。本市では、市と市社協に相談支援包括化推進員を設置し、各相談機関が受け止めた複合的な相談のコーディネートを行う体制を進めている。 ・「参加支援事業」は、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものである。本人やその世帯のニーズや抱える課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行うことが主な目的である。 ・「地域づくり事業」は、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備や、地域における資源の開発やネットワークの構築をおこなうものである。本市においては、14 のコミュニティにおいて地区福祉委員会が設置され、各地区で、居場所づくり、地域での助け合い等の地域づくりを進めており、これらの活動のさらなる活性化や発展を図っていくものである。 ・「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」は、必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。長期にわたりひきこもりの状態にある者等、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに向けた支援が中心になる。 ・「多機関協働事業」は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものである。 ・資料 P.4～5 は各事業の令和 6 年度の実施状況である。「多機関協働事業」は、各相談支援機関よりまると支援会議につなぐことを依頼された件数が 12 件、うち川西支援会議が 3 回実施、川西まると支援会議が 0 回実施となった。複合的な困難ケースの場合、本人同意がとれないケースが多く、関係機関が集まって情報共有を行う川西支援会議の開催が多くなる傾向となった。 ・「包括的相談支援事業」は、相談者の属性にかかわらず受け止めが少しは進んだが、各相談機関や窓口で、十分理解が進んでいるところまでには至っておらず、今後も一層の周知を図り、意識付けを進めていく必要がある。 ・「地域づくり事業」は、対象者の属性を固定したままの事業実施となって
--	--

会 長	おり、そのことについての課題意識もまだ芽生えていないのが現状である。 ・「参加支援事業」は、2 件の実績があった。本市の地域づくりの属性別事業をどのように参加支援とつないでいくか、新たな地域活動をどのように生み出していくかが今後の課題である。 ・「アウトリーチ等事業」は、1 件の実績があった。支援につながりにくい人とつながるためには、支援者側のネットワークや、支援者個人のスキルが求められることが今後の課題である。 ・まとめとして、本市における重層的支援体制整備事業は、関係機関・関係課の理解がまだまだ十分ではなく、課題や解決策を共有できるように包括化推進員を中心とした組織的な取組みを進めるとともに、各機関・各課窓口で「断らない相談」を標榜して実施できるような取組みを市及び社協で協働して進めていく必要がある。 <u>資料 1－2 にて説明</u> ・重層的支援体制整備事業による支援の流れについて、具体的なケース事例をまじえて説明した資料である。「多機関協働事業」「アウトリーチ等事業」で 1 件、「参加支援事業」で 2 件のケースについてまとめている。 <u>資料 1－3 にて説明</u> ・「地域づくり事業」について、具体的にイメージしやすいよう、14 地区で実施している居場所づくりや助け合い活動、子どもの居場所等を例示した資料である。 どうもありがとうございました。 川西市における重層的支援体制整備事業について、まずはどういう事業なのかという説明がありまして、その次に、この事業が令和 6 年度から始まりましたのでその実績を紹介していただきました。 そして具体的にはどんなふうに重層的支援が行われているのかということ、ケース事例をまじえてご紹介をいただきました。また、地域づくり事業の詳しい内容として、14 地区で実施している居場所づくりや助け合い活動を、具体的な 1 例ですが、資料として提示をされておりました。 この第 6 期地域福祉計画をつくるときには、事業の具体的な内容がなかなか見えなかったですが、実際にこうして事業を展開していただいて、こういう資料を作っていただきますと、非常によく分かるようになってきのではないかなということで、事務局のたゆまない努力が見てとれるのかなと思いました。 皆さん方から、今の説明を聞かれてどんなふうにお感じになったのか、或
-----	---

	いはご質問やご意見、コメント等ございましたらお願いしたいと思いますですが、いかがでしょうか。 まだ審議会が始まって、緊張の連続かなと思いますが、ご遠慮なくお声を出していただければと思います。 私から1点だけ補足とというかお願いですが、資料の1－2で本当に具体的な大変な事例をご紹介いただきましたけど、例えば、ケース1の場合の6番、関係性の構築に努めるということで、非常に大変なケースについて、他機関協働でいろんな努力をされたんですが、この結果はどんなふうになったんでしょうか。 これで終結ということではないかと思いますが、その後はどんなふうに進展したのか、そこら辺がわかれば、ご紹介いただけたらと思います。
事務局	関係機関が連携し、これまで何度か本人宅を訪問しております。その中で、直接本人とお会いし、少しお話をすることができた時もあると聞いております。
会 長	はい、ありがとうございます。 こういうケースにはなかなか本人に会えなかったりとか、なかなかこう話を、こちらの支援者側のメッセージが伝わらなかったり、受け止めてもらえなかったりとか、信頼関係がまず取れないということがあるんですが、今その信頼関係の構築に努めておられるというところですね。 若干ご近所のトラブルなんかも少し収まりつつあるのでしょうか。
社協事務局 長	ご本人の特徴として、体調が悪くなると face book 等で自己の思想等について情報発信する傾向があります。ご本人が8月に退院し、その後随時 face book 等を確認していますが、目立った情報発信はされていないところを見ると、比較的体調は落ち着いているのかなと考えています。
会 長	はい。コメントありがとうございます。 やはり地域の人たちや、周囲が温かく見守るということで、本人さんも少し安定というか、混乱することが少なくなっているのではないかなと受け止めました。やはり周囲の見守りであるとか、温かい遠くからでも支えていくというふうなアプローチが要るのかなということで、この重層的支援体制整備事業が随分効果を出してるのかなと思います。 他の方いかがでしょうか。
委 員	「資料1-2」の2ページ目、ケース2の児童7歳についてですが、「裸足で外に出てしまい、公園にいた人が保護、警察に通報、一時虐待疑いに」と

	あるが、これはどういうことだったのか、詳しく教えてください。
事務局	おそらく公園にいた人が、裸足で歩いている児童の姿やその状況下から、いわゆるネグレクトの可能性があると判断し、警察に通報したのではないかと思います。
会 長	はいありがとうございます。
委 員	多分、重層的支援体制整備事業と言われても、一体何なんだろうというところだと思います。初めて聞く方もいらっしゃるでしょうし、そこを専門にやってる人間でも、完璧に理解して説明できるかというところと難しいところもあるかと思います。 大きく出てきているところでいうと、相談支援と参加支援と地域づくりというものがあります。 ただし、重層が出来たからと言って、今までそれをしていなかったというところ、そういうわけではなく、特に社会福祉協議会では、以前からずっと世代や属性にかかわらない対象とか、制度のはざまとかということは全部やっていたんです。 それが、もうこれはパッケージにしないと出来ないということで、国がパッケージにしたのが重層だと思っていただいたら一番わかりやすいかなと思います。 要は相談で終わるんじゃなくて、相談から参加っていうところに向かってやっていく。参加っていうことを通じて、地域づくりっていうものにつなげていくってような、重なり合いを持たせているのが重層が出来た目的なんです。 だから、相談支援と地域づくりの間に参加支援というものがあって、それをちゃんとやっていきましょう。 具体的なこのケースで出てきているみたいに、要は、その人を支えるために、どんな人たちが関われるのかなってということなんです。 地域の中ではずっとやっているんです。制度がどうこうという話ではないので、いろんな人が集まってやっていたところを、それを公的なところでサポートできるように体制組んでいこうっていうことをであるというふうな、簡単に理解していただくといいのかなと思います。 それで、行政の縦割りにについても、ただ、縦割りが一方的に全部駄目だっという話ではなくて、縦割りが横に広がって連携しようという構造もなかったもので、それを制度というもので横つなぎしようっていうためにこの重層があります。なので、これは地域福祉をやっている人間からすると、チャンスだと思っています。

会 長	ただ、一方で、制度になると、制約が結構出てくるので、その辺は社協さんが上手く活用しながらやっていくってところが大事になってくるのかなと思います。 資料 1-1 の 2 ページの参加支援のところでは支援メニューという言葉が使われているんです。これが何を意味しているのかと思い、厚労省が出してる資料とかを見てみると、支援メニューっていう言葉が使われてるんですけど、これは既存制度の支援メニューなんです。使われ方として、要は制度のメニューと地域資源をコーディネートするっていう意味合いで使われているんです。 ただ、この書き方だと、地域資源を支援メニュー化していくっていうふうには僕には見えてしまって、これは地域から反発食らうし、地域の人たちのやる気をそぐことになるので、ここはもう少し正確な表現をしていただいたほうがいいかなと思います。 多分これを 1 回で理解するのはなかなか難しいところですが、要はチームでやりましょうっていうことなんです。生活の困りごとって制度の枠の中では収まらない、だから困っている。今まで担当課ってやってたこと、それをチームで体制組んで支援していきましょうということを国がやり始めたっていうところなんです。 それをどうやってやっていくのかは、言われたことやってるだけやったら、多分まわらなくなっていくので、どうやって上手に地域でみんなで協力して、この制度を使っていこうかというような形で、協働連携していくっていうことが大事になってくるのかなと思います。 非常にわかりやすくご説明いただきました。 重層というのは、ケーキでいうミルフィーユなんです。層になっている。何が層になっているか私もなかなか分からなかったんですが、この図を見ていただきましたら、ミルフィーユになっているんです。参加支援、地域づくり、アウトリーチ云々、これが重なり合ってるのが、重層、ミルフィーユです。 今、委員がおっしゃったように、これは社協が従来からずっとやってたんですが、中にはやってなかったり、出来なかったり、一部はやってるけども一部は出来ていなかったり、自治体によってばらばらであった。川西市は先進的な取組をされてますので、この重層はもともと出来てたんですが。でも、全国的に見ると、なかなか出来ていないところと、或いはするにはどうしたらいいのかという全体像を、パッケージにして、仕組みとして、全国的に、厚労省はやりましょうということです。 よって、新しい事業を始めるのではなくて、重層的支援体制をつくるということなんです。事業はもともと色々やっていたけども、その体制をつくる
------------	---

	と。とりわけ、行政の中の縦割りを横割りにしていこうと。その問題が起きたらみんな集まってやりましょうと。もともと行政も連携はしてたんですけど、その連携は任意でした。してもしなくてもいい。そういうことではなくて、そういう問題が起これば、部を挙げてやっていく、そういうことが今、始まりつつあります。 まだ課題たくさんありますけれども、事例の3つを見ても、地域の方の力になれていることが出来始めてるのかなというふうに思います。 事務局のほう、非常にわかりやすい資料を作っていただきましたので我々も理解が進んだかなというふうに思います。
委 員	先程のケース2の「一時虐待疑いに」とあるが、もう一度経緯を教えてください。
事務局	公園にいた人が、状況下から警察に通報し、虐待疑いの案件になったものと考えます。近年、児童虐待は社会問題にもなっておりますし、公園にいた人も、裸足の児童の姿を見て、もしかしてと思い、通報をされたのではないかと思います。
会 長	発達障がいのお子さんに時々あって、急に飛び出して行って、どこを探してみつからないと、もう警察も困って探してたらどこにいたかという、止まってる列車の下にいた、そういう事例もあつたりしますので、突拍子もない行動をいきなりするという、そういう障がい特性のこの子供さんもいらっしゃると思います。 先ほどコメントありましたけども、そういうことを地域の皆さん方にも理解していただいて、温かく見守ってもらって、一緒に帰ろうというのをやっていただくことは、中々素晴らしいことではないかなと思います。 他ございませんでしょうか。
委 員	資料1-1の4ページの多機関協働事業の実施状況で、支援会議、まるごと支援会議につなぐことを依頼された件数12件、川西支援会議3回実施、川西まるごと支援会議0回実施とあり、本人同意を取れないケースが多いという説明だったが、本人同意を取れなかったケースは、重層的支援をしていかないということでしょうか。
事務局	本人同意を取れなかったケースにつきましても、必要に応じて川西支援会議を開催し、各支援機関で情報共有、連携をすすめ、本人への支援のアプローチの方法等を検討しています。

会 長	今、具体的な例はなかったですが、丸ごと支援会議になかなか本人の同意がられないと。例えばごみ屋敷の問題とか、多頭飼育とか、なかなかこちらの支援が届けられない、地域では困った人やというふうに言われてる。 ただ、困った人というのは、実際にその人も困っていると、そういう視点が大事だというお話であったと思います。なかなかアプローチが難しいですね。 それでは時間の関係もございますので、次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。 それでは（２）川西市地域共生型居場所を事業について事務局説明をお願いいたします。
百生一輝 事務局長	（NPO 法人百生一輝 事務局長より説明） <u>資料 2 にて説明</u> ・地域共生型居場所事業は、「産前からの子育て支援、不登校やひきこもり状態の人がおられる家庭の学習や就労支援等、制度上の相談にはつながりにくい様々な課題を持った人たちに対する相談支援を、子ども食堂や学習支援、就労（準備）支援等の居場所機能と併せて実施し、支援と支援の合間を埋めながら、利用者目線で支援につなげる仕組みづくりを行います。」と第 6 期地域福祉計画で記載されている。 ・令和 6 年 5 月に川西市がプロポーザルを実施し、「あいまる川西共同事業体」が委託先となった。 ・「あいまる川西共同事業体」は、資料のとおり 5 つの団体から構成されている。 ・「あいまる川西共同事業体」の結成の経緯について、もともと NPO 法人百生一輝は、主に就労支援に取り組んできたが、支援を進める中で、子育てや高齢者介護の問題等、就労だけでは解決できない、対象者が抱える多様な悩みに直面することになった。それらの困難を抱えた人々に、市役所や支援機関を情報提供をしていたが、困難を抱える人々にとって、ただ情報を提供されるだけでは、実際に相談機関を訪れることさえ難しいという現実があり、縦割りを越えた支援や分野ごとの制度の狭間を埋めていくためには、まずは支援機関同士の繋がりを強化し、相互理解を深めるところから始めていく必要があると考えた。 そんなとき、3 年ほど前に市参画協働課が実施した協議会で、百生一輝と他の団体が出会い、地域福祉を担う現場の事業者連携の必要性を共有し、検討を進めた結果、「あいまる川西」が誕生した。 ・「あいまる川西」の名称は、「支援と支援の合間を埋める」という理念からきている。

	・支援のあり方として、2 階建ての支援が大事だと考えている。1 階部分は広く開かれた複数の居場所として、多様な人々が自由に訪れ、気軽に交流できる空間。そして 2 階部分には専門機関が位置し、1 階での関係性を基に、必要に応じて専門的な支援につなげる仕組みである。 - 従来の相談機関では、自ら「しんどい」と訴えないと支援につながりにくい、このモデルでは、1 階での何気ない会話や交流が相談のきっかけとなることを大切に、まずは 1 階部分で日常的な関係を築きながら、必要に応じて 2 階の専門機関が介入するという構造が、効果的な支援につながると考えられる。 「半期報告書 -2024 年度地域共生型居場所事業について-」にて説明 ・実施場所は分散型を採用している。当初は、ワンストップによる居場所運営を考えていたが、1 つの場所での支援になると、利用者によって、「こことは相性が悪い」、「場所が行きにくい」、「あの人が苦手」といった状況が起こり、結局、孤立を多く生んでしまうことが懸念されたため、各支援機関と議論を重ねていく中で、分散型の居場所の形が最適と判断した。 ・資料の月間スケジュール表にあるように、おおむね週 3 回居場所を実施できている。各事業者により多様な居場所を実現できたことも分散型のメリットと考えている。子育て支援の居場所は、日中に参加することが難しい親に向けて夜間の居場所を実施している。 ・月平均で 80～100 名ほどの参加者で、高齢者から若者、こどもまで、幅広い年齢層の方々が参加している。 ・悩みを抱えるが繋ぎ先がなく、公的・支援機関で断われたケースは、経済的な困窮や社会的孤立に陥りやすく、そのような赤信号の状態になる前に、いかに本人から困り感を聞き出せるかが重要だと考えている。困り感がない青信号の状態、言語化できない困り感の黄信号の状態、居場所に関係性を構築し、関係者での見守りを行い、必要な支援へつなげることが居場所事業の役割だと考えている。
会 長	どうもありがとうございました。 今のこの「半期報告書 -2024 年度地域共生型居場所事業について-」の資料の 1 番最後のページに、コープこうべによる多世代交流拠点というふうにご紹介されてますけども、委員さんいかがでしょうか。何かこのことについての少し補足とか、ご説明はございませんでしょうか。
委 員	こちらは神戸市西区玉津の庁舎のリニューアルに伴い、子育て広場等の地域活動、多世代交流の拠点として、コープこうべが受託、運営している事

	例です。
会 長	コープさんは、こういった活動の他にも、例えばこども食堂への食糧支援や、コロナ禍の際も学生に対する食料支援をしていただいたりと、福祉的に非常に貢献していただいているということです。 今ご説明にありましたように、地域共生型居場所事業ということで非常にユニークな取組ですが、このことについてご質問やコメントございませうでしょうか。
委 員	私は就労支援の方で、宝塚地域若者サポートステーションという15歳から49歳までを対象とした厚労省の委託事業をやっております、3年前大西さんと繋がり、あいまの会に参加をさせていただきました。私自身が川西にずっと住んでおり、川西市でこのような事業があれば良いなと思っていたところ、これが事業になって良かったなと感じています。 去年1年全然参加が出来なかったのですが、また今後積極的に参加をしていきたいなと思っています。
会 長	ありがとうございます。他はいかがでしょうか。
委 員	非常にユニークな取組だなと思います。 冒頭にお話があったように、何か出会う場があって、それがたまたま会議体だったと、話をしたら、自分たちだけじゃなく、同じような考え、困り事あるというところから広がっていったという。 こういう場面って多くあると思うんですけど、行動していくってところのアクションが出てくるのはすごく勇気が要ったんじゃないのかなって思います。 また、良いと思ったのは、共同体で1団体が大体週に2回か3回やってくれるから、曜日が埋まっていく。これを1つの事業所で1週間丸々やるなると結構大変ですが、それぞれができる範囲のことを無理なき範囲でやっていくってことがすごくいいなと思いました。 それがゆえの難しさっていうのはあるとは思いますが。ただ、得意とするところがそれぞれ違う中で、その得意な部分をみんなで共有しながら、苦手なところを補完していくってこの取組は、何か理想的な1つのやり方としては、モデルになっていてもいいんじゃないかと思います。 大変なこと多くあると思いますが、頑張っていたきたいと思いますし、私もできることがあれば、お力になれたらなと思います。 質問ですが、最初3者ぐらいで始まって、どんどん広がっていったって

百生一輝 事務局長	いう中で、この参画者というのは広がりそうですか。 広げていきたいと思う一方で、共通言語がすごい大事だなと思っています。なぜやっているのか、何のためにやっていて、何を目指しているのか、支援のあいまを埋めるためにはどういうところが必要なのか、互いの理解はどうかみたいな。 目の前の困ってる人の背景は何で、そのためにそれぞれが何が出来たらいいのかなという観点を持っていないといけないと考えています。 何かこういう会があるから入れておけばいいだろうとか、入ったら何か利益的に繋がりになっていくだろうとなっていくと、本来の目的とずれていってしまう。そのため、初めて来た人にはやはり丁寧に説明をしています。 毎月第2水曜日に定例会をしていますので、広げていけたらなと思っています。ただし、予算の限りはあります。
委 員	ありがとうございます。それを聞いて安心しました。 やっぱり活動に共感者が増えていくと、コアの部分の濃度は高いんですが、周りが多くなっていくと、薄れていってしまう。そこをマネジメントするのに、ものすごく労力がかかることが、私も事業やってたので、よく分かります。 そこはちゃんと今の段階で折り合いつけながらやっているということで、また機会を見て、見学に行かせてください。
会 長	第6期地域福祉計画策定の際、このような具体的な話は全然出ていましてしたが、川西市としてはこの共生型居場所事業のような、支援と支援の合間を埋めながら支援につなげる仕組みがあればいいというイメージは計画の中に落とし込んでいた、そこに上手く受託事業者が現れ、繋がったということですね。 本日、委員ではないです社会福祉協議会の事務局長が出席されています。 社会福祉協議会では地域福祉推進計画を策定されていますが、社協では地縁という地域に根づいた仕組みを中心に活動をされていると思いますが、それだけではなくて、地縁に基づかない、NPO等社協に属していない様々な団体の活動についても連携してやっていこうということが書かれています。その辺は、今日のお話も聞かれて、どんなふうに、社協としては考えられますか。
社協事務局長	元々の自治会、小学校区といった地縁だけでは、なかなか支え合が難しくなってきました。全国の社協でも、地縁に基づかない市民活動にも着目し

	ていかなければならないとされています。 一方で、地域の住民の方は、本当に丁寧に活動をしていただいています。今回の資料では参加支援事業の実績は少ないですが、実際には、一人暮らしになった高齢者の方に、一緒に活動に参加しましょう等、丁寧な声かけをしてくれています。そういった地域のつながりは今後も大切にしていかなければいけないと考えます。 ですので、地縁と非地縁を分け隔てするのではなく、どちらも大切にし、それらを繋ぐ「ハブ」のような役割が社協に求められていると考えます。
会 長	ありがとうございます。 そういった意味では、今後はその新たな参加ということで、あいまと社協、より密接にコラボをしていくというような、そんな方向性で期待してたらいいいということですね。 他はいかがでしょうか。
委 員	資料では「生活困窮者自立支援支援事業の地域づくり事業で共生型場所づくり事業を実施している」というようにありますが、支援対象者は生活保護水準の方に限定して実施しているのでしょうか。
事務局	当該事業実施にあたり、生活困窮者自立支援法を根拠とした国庫補助を受けていることから、そのような書き方をしています。 ただし、生活困窮者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのあるもの」とされており、生活保護とは異なり、対象を広くとらえて事業実施ができます。よって、当該事業も、年齢や属性にかかわらず、様々な方々が参加できるようになっております。
会 長	生活困窮者自立支援法は非常に幅広くやっています。 生活困窮に陥る恐れがある人ということで、例示としては、高校中退であるとか、ひきこもりであるとか、様々な方々が挙げられます。生活保護とはまた違う、幅幅広い考え方になります。 他はどうでしょうか。
委 員	素晴らしい取組だと思います。取り組みを周知していくことが重要と思いますが、周知方法についてはどのように考えておられますか。
百生一輝 事務局長	川西市のホームページや、各事業者のホームページ、また、インスタグラム等の SNS を活用し、周知を図っています。

会 長	青信号、黄信号、赤信号というのは非常にわかりやすい例えかなと思います。子供食堂に来たお子さんが、青信号の子もいるし、黄色信号の方もいると。この黄色信号の子どもさんのお話を聞いたら、実はその世帯は、赤信号だったということもありますので、青信号から入っていくのは中々素晴らしい考え方かなと思います。 また人手不足ということですが、たまにあるのは、子ども食堂でご飯を食べて、宿題を大学生に見てもらっていた、その子が大学に行って、今度はその子ども食堂に自分がまた子どもに勉強を教えに来るという。そういう青信号の循環が起こっている所もありますので、やはり支援される側が支援する側に回るということで、非常に地域としては頼りになる活動かなと感じました。 あと障がい者団体のご代表で、委員さん何かご感想や普段こんなふう感じて等、ご意見ございますでしょうか。
委 員	障がいのある方は市内に多くおられます。昔に比べて、障がい福祉サービスが充実してきているので、障がいを持っていても地域で生活できるようになってきていると感じています。
会 長	ひとくちに障がいといいましても非常に多様性に富んでいますよね。特に義務教育を終えた後の子どもの障がいの問題もありますが、川西市の障がい者対策は十分行き届いてるというコメントだったかと思います。 他はいかがでしょう。
委 員	現在、発達障がい等、障がいの傾向はあるものの、確定診断には至らない、いわゆるグレーゾーンの若者も増えています。そういったグレーゾーンの若者に対して支援をお願いしたいと思います。 また、共生型居場所事業について、予算はどれぐらいで、何年先まで確保されているのか、予算がなくなった場合、事業は継続されないのか、市の方にお伺いしたいと思います。
会 長	1つ目は障がいの範疇にまだ入っていない、グレーゾーンの方への対応も必要だというご意見です。2番目は、予算はどれぐらい、何年ぐらい続くのか、或いは予算がなくなればどうなるのかという質問です。
事務局	共生型居場所事業は、単年度契約で実施しており、予算要求も単年度ごとに行っていることから、次年度以降の事業実施は未定です。 しかしながら、第6期地域福祉計画でも当該事業を重点施策と位置づけて

	いることから、担当課としては当該事業が継続して実施できるよう、予算確保に努めてまいりたいと考えております。
会 長	あと地域の福祉委員で、地域でその活動されていて、今日の報告も含めてですね、何かお感じになったり、お気づきの点ございましたらお願いします。
委 員	共生型居場所事業は、素晴らしい取組だと思います。私の地域でも、是非実施してほしいと思いました。私たちも地域活動を行う中で、地域の中で課題を抱える人が一定数いることは把握しています。私たちの大切な役割は、そういった課題を抱える人を見つけ、支援機関につなげるということだと思います。今後もそういった意味で連携していければと考えます。
会 長	ありがとうございます。 最後に、今回は歯科や口腔衛生とか、あまり直接繋がらないいい話だったかと思うんですけども、何かご感想なりあればお願いしたいと思います。
委 員	本日の内容は、自分自身ほとんど知らない内容でした。ということは、一般市民はもっと知らないと思います。やはり周知することが大切だと思います。活動的には素晴らしい内容だと思うので、是非周知してもらいたいと思います。 また、虐待の質問が出ましたが、自分自身も小学校の歯科検診をしていた中で、気になる児童がいたため、校長に報告、相談した経験があります。大切なのは、疑いがあれば、迷わず通報するということ。結果的に、何も無かったとしても、それは何も無くて良かったということなので、おかしいなと思えば、迷わず通報するという対応で良いと思います。
会 長	的確なコメントいただきましてありがとうございます。 周知の問題は、この会議でもずっと出ている重要な話ですので、事務局におかれては、より効果的な周知方法でさらに進めていただきたいと思います。 それから虐待の件ですが、おっしゃる通り、今児童相談所で、考え方は疑う、疑いがあれば、保護すると、それは外れていれば良いという形で、一時保護をやっています。また、医療に従事する者は通報の義務もありますので、疑いがあれば、やはりきちっと通報するという。通報した後は、通報先の責任ですので、そのように進めていただきと思います。 はい、ありがとうございました。 これで本日予定されておりました議題は全て審議をしていただきました

事務局	ので、事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。 よろしくお願いいたします。 最後に一言だけ追加ですが、この審議会は、地域福祉だけではなく介護保険や障がい福祉、児童福祉、社会福祉全てに関する重要なことを審議する場ですので、あまり範囲を狭めないで、市で行われている社会福祉の重要なことを会議の議題に上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。 終わりましたのでどうぞ。 会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様、長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。 いただきましたご意見につきましては、今後の各福祉事業に反映させていきたいと考えております。 なお、本日、お車でお越しの方は、駐車券の処理をさせていただきますので、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。 それでは、これをもちまして「令和6年度 第2回川西市社会福祉審議会」を閉会させていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。
-----	---